

志木市水泳指導のあり方基本方針

令和2年度～令和12年度

志木市教育委員会

令和2年7月

はじめに

1 水泳指導の背景

全国的に水泳指導が実施されることとなったきっかけは、昭和30年に香川県沖で修学旅行中に小中学生168人が犠牲となった連絡船の沈没事故と言われており、これを契機に全国で学校プールを建設し、児童及び生徒に水泳指導を実施する動きが広まった。

その後、昭和36年にスポーツ振興法が制定され、スポーツ施設整備を促進するという法の主旨を受けて、国による学校プールの建設に対する補助が定められたことなどから、本市の全ての小学校及び中学校に同時期に学校プールが建設され、児童及び生徒の水泳指導の充実がなされた。

水泳運動は、身体の調和的な運動であり、児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものであることから、今後においても、水泳指導を継続する必要がある。

一方、教職員の負担の軽減や、より専門的で安全な水泳指導の実現など、時代の変化に対応し、持続可能な行政運営が求められている。

また、プール施設の老朽化に伴う維持補修経費の増大も予想され、「志木市公共施設等マネジメント戦略」では、今後の人口減少や少子高齢化などを考慮し、公共施設等更新費用の3割が不足していることが確認された。

このことを踏まえ、長期的な視点をもって質の高い水泳指導を行いながら、学校のプール施設においては、合理的で効果的な活用方法を検討するために「志木市水泳指導のあり方基本方針」を定める。

2 対象期間

この方針の対象期間は、令和2年度から令和12年度までとし、経済状況や人口動向などの状況に応じて、改正するものとする。

3 対象となる学校

志木市内8校の市立小学校及び志木市内4校の市立中学校を対象とする。

4 本市の現状

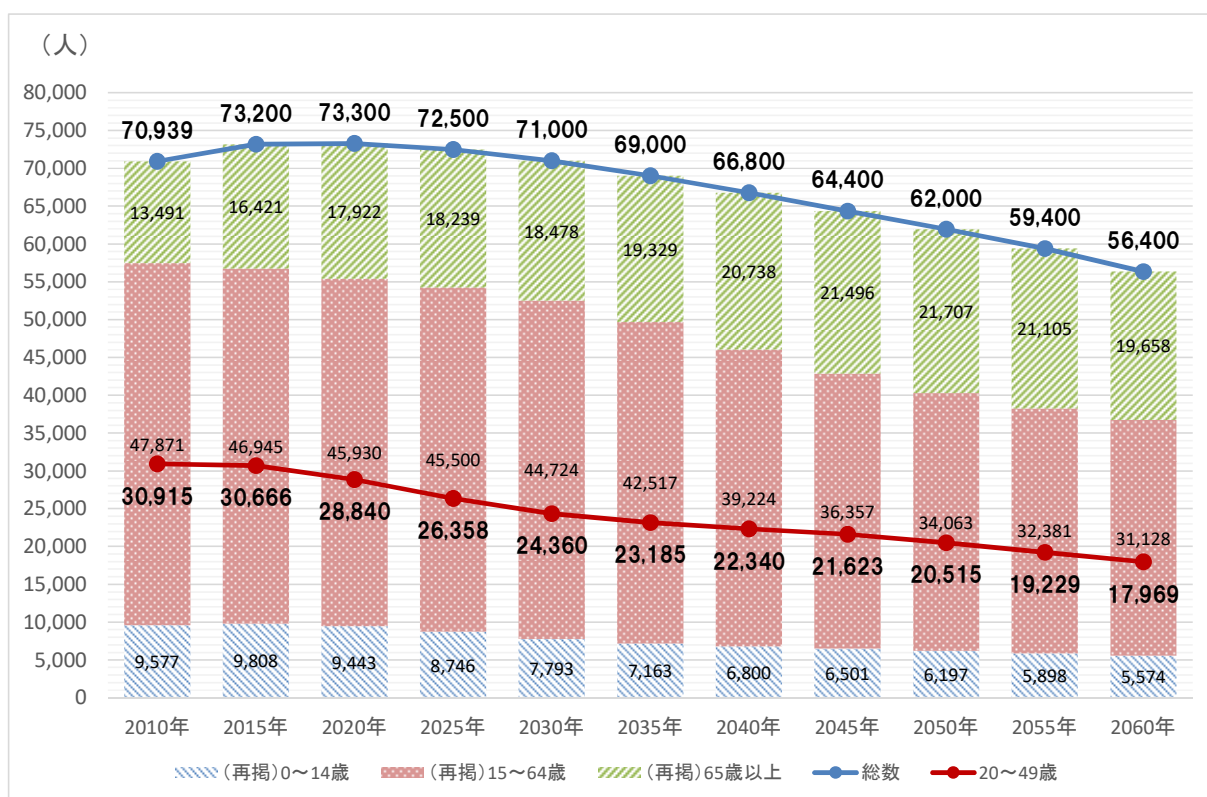
(1) 人口・世帯の状況

推計人口は、2020年をピークに減少する傾向にある。

生産年齢人口は、2020年をピークに推計人口と比例して減少する傾向である。

民生費を必要とする65歳以上の人口は、増加傾向である。

■推計人口



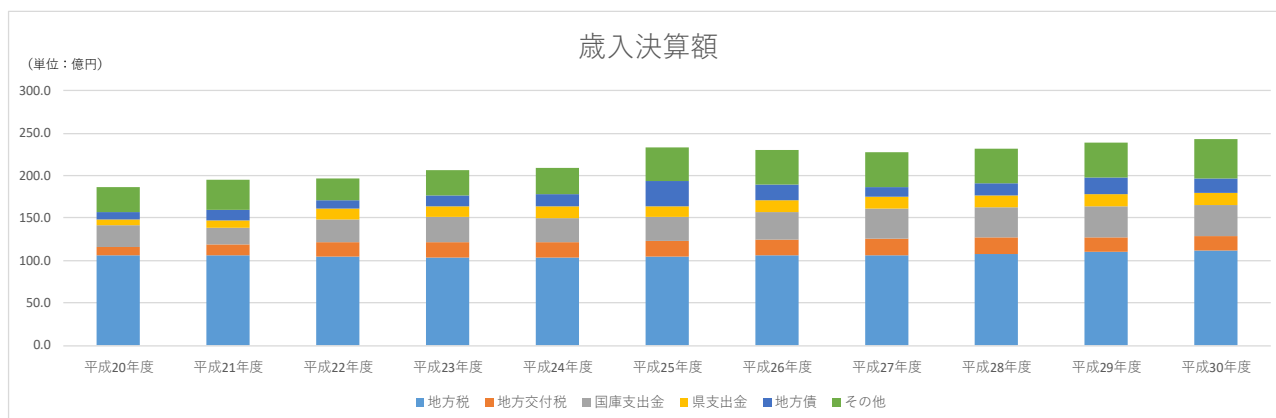
※出典：志木市人口ビジョン P36

(2) 財政

① 歳入

一般会計における歳入の決算額は増加傾向にあり、平成30年度では243.2億円となっている。

普通会計における市税は微増ではあるがほぼ横ばいの傾向にある。



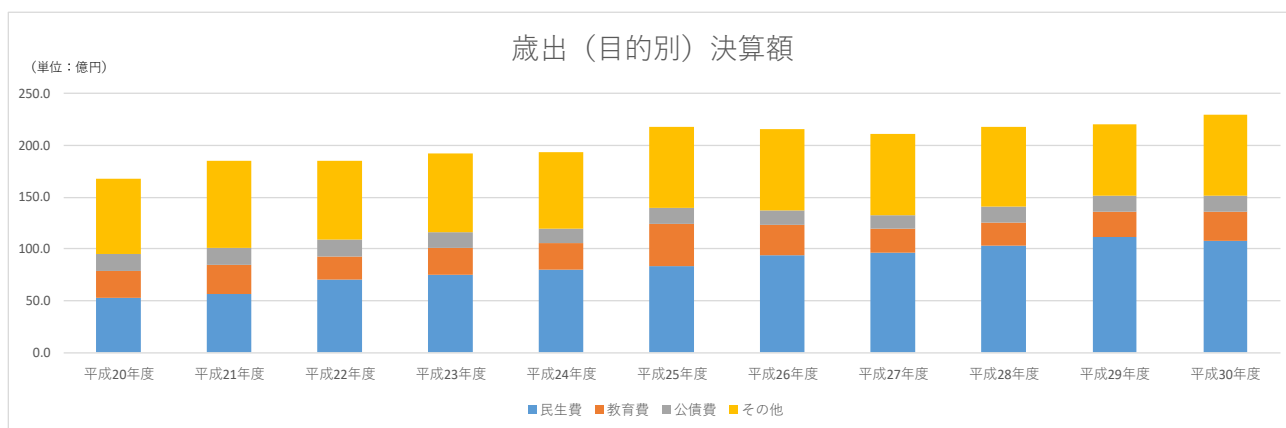
歳入決算額 (単位: 億円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税	106.1	106.1	104.1	103.4	103.0	104.7	106.2	106.2	108.2	110.4	111.1
地方交付税	9.3	13.2	17.8	18.4	19.0	18.5	17.8	19.7	19.0	17.3	17.3
国庫支出金	25.5	19.2	27.4	29.2	27.2	28.7	33.4	35.1	35.5	36.2	37.2
県支出金	7.0	8.3	11.9	12.7	14.7	12.3	13.0	14.4	14.2	14.8	14.4
地方債	9.8	12.8	9.7	12.8	14.1	29.2	19.3	11.3	14.2	19.8	17.3
その他	29.3	35.0	26.4	30.1	30.8	39.3	40.5	40.8	41.0	40.3	45.9
合計	186.9	194.5	197.2	206.6	208.9	232.7	230.2	227.5	232.2	238.6	243.2

② 歳出

歳出総額は増加傾向にあり平成30年度では、229.3億円となっている。

性質別歳出をみると教育費が平成20年度から横ばいであるものに対して、民生費は平成20年度と比較し、平成30年度は倍額となっているため今後も増加傾向にある。



歳出(目的別)決算額 (単位: 億円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費	53.3	56.4	70.9	74.7	79.3	83.6	93.7	96.2	103.1	111.4	108.3
教育費	24.8	27.6	21.9	26.4	26.0	40.7	29.4	23.1	22.6	24.4	27.6
公債費	16.9	16.7	15.8	15.5	14.4	14.9	14.0	13.5	14.8	15.6	15.5
その他	72.8	84.1	76.4	75.8	74.2	79.2	78.4	78.2	77.3	69.2	77.9
合計	167.8	184.8	185.0	192.5	193.9	218.4	215.5	211.0	217.9	220.5	229.3

第1章 水泳指導の現状

1 学校プールと指導基準

学校教育における水泳授業は、小・中学校学習指導要領体育科（中学校では保健体育科）における主要な領域として規定されている。学習指導要領は、各学校が各教科で教える内容を、学校教育法施行規則の規定を根拠に文部科学大臣が定めたものだが、体育の時間数は学年により90～105時間と明記されているものの、水泳授業の時間数は明記されていない。埼玉県教育委員会が作成した教育課程編成要領では、小学校10時間、中学校8時間の水泳指導計画の例が示されている。これを受けて各学校で年間10時間程度の年間指導計画が作成されている。

学校設置基準において、プールは必置とされていないことから、水泳指導は授業として明確に規定されていないのが現状である。そのため、小・中学校学習指導要領においては、「指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。」（文部科学省平成29年7月）という一節が記載されている。また、小学校では、25～50m程度を目安としたクロール及び平泳ぎと、10～20秒程度を目安にした背浮き、中学校では4泳法の習得が目標として例示されている。

2 水泳指導とプールの現状と課題

（1）水泳授業の現状

小・中学校において、水泳授業は6月中旬から7月下旬に実施されているが、屋外プールでは天気と気温の制約（気温が低かったり高すぎたり、雨風が強いときには、水泳授業は中止となる）を受けることから、稼働状況は年間に1ヶ月程度と非常に短い状況にある。また、近年高温のために夏季休業中のプール指導を中止する日もあり、学校の方針として夏季休業中のプール指導の回数を縮小する傾向にある。（表1）しかし、使用日が減少しても、毎日の清掃、薬剤投入や濾過器の操作など、プールの水質管理にかかる教員の負担は変わらない。

表1 平成30年度 プール使用日数等

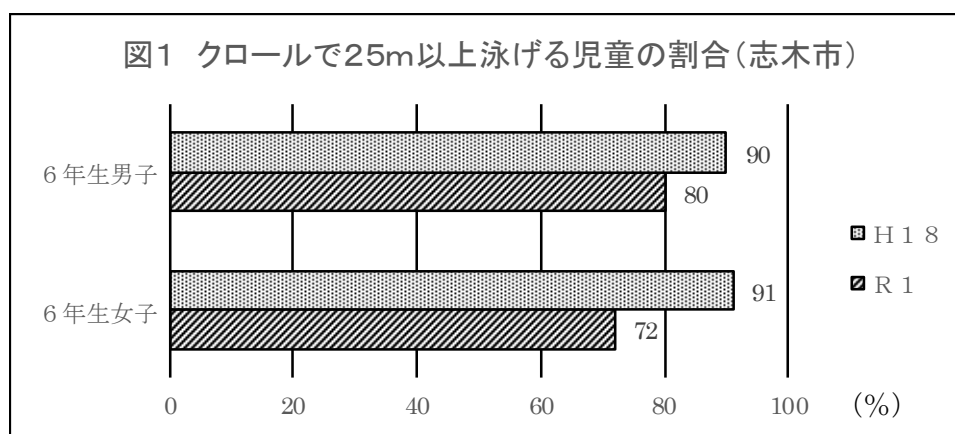
	プールに入り始めた日	実際に入った日数	プールおさめ	夏休みの使用日数
志木小	6月4日	19日	7月18日	6日
宗岡小	6月15日	19日	7月19日	5日
志木第二小	6月15日	22日	7月18日	4日
宗岡第二小	6月5日	23日	7月18日	4日
志木第三小	6月8日	23日	7月19日	7日
宗岡第三小	6月5日	18日	7月17日	2日
志木第四小	6月14日	25日	7月18日	2日
宗岡第四小	6月6日	21日	7月18日	0日
志木中	6月21日	18日	7月19日	1日
志木第二中	6月25日	14日	7月18日	0日
宗岡中	6月21日	17日	7月18日	0日
宗岡第二中	6月11日	22日	7月18日	0日

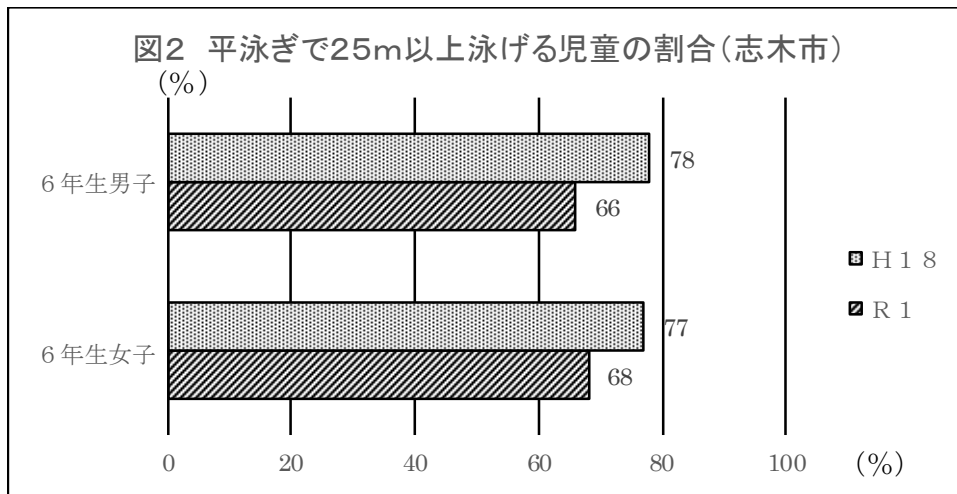
短い期間と少ない授業時間で効率的な水泳指導が行われなくてはならないが、教員採用試験から水泳の実技試験がなくなったこともあり、教師の泳力が必ずしも高いとは言えず、水泳授業を適切に実施するには課題が多い。

本市では、平成14年より数年間、小学校課程を修了するまでにすべての児童が泳げるようになることを目指し、水泳授業にインストラクターを派遣する事業「いろはカップ応援団事業（小学校25m泳力向上推進事業）」を行っていた。平成18年の報告書によると、水泳指導に継続してインストラクターを派遣することで、泳力の向上が図られた。

しかし、現在は事業の縮小とともに泳力は低下傾向にある。

(図1、図2)





※平成18年は全校の平均値、令和元年は抽出校2校の平均値

一方、埼玉県で行っている抽出校調査（平成30年結果）においても、25m以上泳げる児童（小学校6年生）の割合は、クロール約8割、平泳ぎ約6割であることから、児童の泳力は全県的な課題であるといえる。

本市の児童は体力、泳力ともに課題があることから、小学校基礎体力向上事業として外部指導者派遣の予算を小学校各校10万円確保している。しかし、主に指導者が見つからないことが理由で、水泳指導に関しては効果的に活用されていない現状がある。（表2）

表2 令和元年度外部指導者導入実績

	6月		7月	
	個人	団体	個人	団体
志木小			○	○
宗岡小			○	
志二小				
宗二小				
志三小			○	○
宗三小				
志四小			○	
宗四小			○	○

※実績のある学校に○

(2) 学校プールの劣化状況

学校プールの劣化状況の評価にあたっては4段階とし、「A：健全」、「B：劣化がみられるが改修すれば使用して差し支えないもの」、「C：プールの底に穴が開くなど著しく劣化しており、毎年供用前に点検補修する必要があるもの」、「D：使用することが困難なもの」とした。

結果は以下のとおりである。

	設置年	経過年数 R元年現在	構造	近年の改修履歴		劣化状況	濾過機
				改修箇所	改修年度	評価	
志木小学校	S41	53	RC	プール プールサイド	H28	A	
宗岡小学校	S45	49	RC	プール プールサイド	H29	A	H18 更新
志木第二小学校	S43	51	RC	プール プールサイド	H30	A	H19 更新
宗岡第二小学校	S48	46	鋼板	プール プールサイド	H26	C	H25 更新
志木第三小学校	S48	46	鋼板	プール プールサイド	H27	C	H10 更新
宗岡第三小学校	S52	42	アルミ	プール プールサイド	H27	C	
志木第四小学校	S55	39	アルミ	プール プールサイド	H23 H24	D	H15 更新
宗岡第四小学校	S56	38	アルミ	プール プールサイド	H28	A	
志木中学校	S50	44	RC	プール プールサイド	H23	B	H23 更新
宗岡中学校	S50	44	アルミ	プール プールサイド	H25	C	H10 更新
志木第二中学校	S48	46	鋼板	プール プールサイド	H26	C	H21
宗岡第二中学校	S57	37	鋼板	プール プールサイド	H24	C	H24

この表のなかでも、劣化の状況が顕著であり、特に早急に対策を要する学校は、志木第四小学校である。プールの底に無数の穴が開いており補修しながら使用しているものの、既に限界が来ている状況である。

(3) 維持費用

プールの維持管理については、濾過機の内部濾材の交換、濾過機本体の更新、プール槽の塗装、大規模な改修工事、光熱水費などがあり、その費用は、1校あたり1年間で約2,362,000円の費用を要している。

(4) 更新費用

設置する場所や地盤の状況によって異なるが、25mプールの設置と更衣室、トイレなどの附属施設の設置を含め（解体費用を除く）1校あたりおおむね1億2千万円の費用を要する。

志木第四小学校の実際のプールの耐用期間が約40年であることを踏まえ、これを準用し平準化すると、1年間で1校あたり約3,000,000円の費用を要する。

第2章 水泳指導とプールの将来の姿

1 基本的な考え方

本市は、「いろはカップ応援団事業」や「小学校基礎体力向上事業」を実施するなど、これまで児童・生徒の泳力の向上に努めてきた歴史がある。

水泳運動は、身体の調和的な運動であり、児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものである。

こうしたことから、今後についても、児童・生徒の泳力の向上をめざしていくこととする。

2 質の高い水泳指導の実現

水泳指導の質を高めるための具体的な方策としては、前述の平成18年度に実施した「いろはカップ応援団事業」において、「水泳指導員の専門的な指導は、児童の泳力の向上には効果がある」との報告があることから、泳力の向上を図るうえでは、今まで以上に専門的な指導者との連携が必要となる。

また、水泳指導の質を高めるための先進的な取組としては、公教育と民間教育の垣根を越え、民間プール施設において、民間水泳事業者のノウハウを取り入れた水泳指導を行っている自治体もある。このような民間事業者との連携は、学校プール施設の維持管理も含めた教員の負担を軽減しながら、質の高い水泳指導を効果的に行う有効な手段の1つである。

こうしたことを踏まえ、今後の水泳指導については、以下の指導体制の整備をめざすこととする。

方式① 民間プール施設にて、水泳専門の指導員と連携した指導

方式② 学校プール施設にて、水泳専門の指導員と連携した指導

※ 方式①、②の選択にあたっては、学校プール施設の老朽化の状況や、民間プール施設の受入可能人数等を勘案する。

※ 水泳専門の指導員については、民間プール施設の水泳指導員や、専門的な水泳指導の経験を有する地域人材等を活用する。

※ 方式①を選択する場合は、民間プール施設への移動時間を10分程度以内とすることが望ましい。

3 学校プール施設のあり方

前述のように水泳専門の指導員による指導といったソフト面の取組が重要である一方、ハード面においてはプール施設の確保が課題であり、質の高い水泳指導を将来にわたって継続していくためには、学校プール施設の維持管理に要する教育予算にも目を向ける必要がある。

現在、学校施設12校のプールを維持し続けるためには、1年間で約6,500万円もの費用を要しており、将来においても持続可能な行政運営を行うためには、「志木市公共施設等マネジメント戦略」を踏襲し、今後10年間で全体の金額の3割程度を削減することが適当と考える。

したがって、学校プール施設が耐用年数を迎えた場合も、単独での建替え以外にも、民間の活用等、さまざまな方策を検討する必要がある。

今後については、質の高い水泳指導を実施するために、学校プールの更新や維持管理に要する費用を水泳指導に関する費用にシフトしていくことが求められる。

4 プール施設の確保について

学校プール施設が耐用年数を迎えた場合、次の方策を検討することとし、原則として、単独校のみで利用する学校プール施設の建替えは行わないこととする。

① 民間プール施設の活用

民間水泳事業者等のプールの多くは屋内温水プールとなっていることから、夏季以外の期間に天候に左右されることなく実施することができる。また、民間施設の使用経費は要するが、学校プールの維持管理費の抑制が図られるとともに、学校プールの維持にかかる教員の負担軽減にもつながる。

あわせて水泳専門の指導員による専門的な指導を行うことにより、質の高い水泳指導による児童生徒の泳力の向上が期待できる。

一方では、民間水泳事業者等の受入可能人数や、児童及び生徒の送迎に時間を要すること、また、民間水泳事業者等との連携が困難になった場合などのリスクがあることから、これらについても検討する必要がある。

② 学校間の共同利用

学校間の共同利用については、中学校体育科の教員や水泳専門の指導員と連携し、より質の高い水泳指導を行うことで児童生徒の泳力を向上させることができる。

また、共同利用する施設については、2校に1つのプールだけではなく広域的な視点で複数校が共同利用する方法についても検討する必要がある。

一方では、児童生徒が校外に移動するため、その距離と安全性について個別に検討する必要がある。徒歩による移動については、その移動距離が児童の場合は200m程度、生徒の場合は400m程度以内とすることが適当であり、バスなどの送迎による場合については、送迎にかかる片道の所要時間を10分程度に抑えることが望ましい。

③ 民間資金の活用（PFI）

学校プールを更新する際には、立地などの条件により、PFI事業の可能性がある場合に、PFI事業可能性調査を実施し、その可能性にも研究する。

④ 他の自治体との連携

近隣自治体の施設を相互に活用するなど、連携の可能性を探っていく。